

## 一般社団法人愛媛県社会福祉士会 賛助会員規約

- 第1条 一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「本会」）は定款第7条第3項の規定により賛助会員を定める。
- 第2条 賛助会員は本会の目的、事業に賛同する団体で入会申込書（様式1号）を提出し、理事会の承認後に会費を納入するものとする。会費は一口15,000円/年度とする。
- 第3条 会費の納入は、本会へ振込により行う。ただし、年度途中の入会も同額とする。継続会員（2年目以降の会費）は、次年1月末までに指定口座へ振込む事とする。
- 第4条 賛助会員は以下の特典を有する。
- （1）本会より、開催事業等の案内通知を行う。
  - （2）本会主催による研修や事業等に、賛助会員価格にて参加が可能である。ただし、団体賛助会員は一口2名まで受講可能とする。（賛助会員価格の設定があるものに限る）
- 第5条 退会は、団体からの退会届（様式2号）の提出により退会承諾とする。
- 第6条 賛助会員が、会の名誉をき損し、またはその趣旨に反した言動があったときは、理事会に諮って除名退会することができる。

### 附則

この規程は、令和4年4月1日より適用する。